

カジノ管理委員会第15回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和2年6月11日 14時00分～14時35分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、阿波規制監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（カジノ行為区画内関連業務関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（カジノ行為区画内関連業務関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ カジノ行為区画内関連業務の規制（下記、IR整備法第九十一条参照）

（カジノ行為区画内関連業務の規制）

第九十一条（略）

2 カジノ事業者は、前項の承認を受けようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その行おうとするカジノ行為区画内関連業務の種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申請書及びその添付書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

6 カジノ事業者は、第一項の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務の種別又は内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(2) カジノ事業等の規制（苦情処理関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（苦情処理関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ 苦情処理の規制（下記、第百十一条参照）

（苦情の処理のための措置）

第百十一条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならない。

（3） カジノ事業等の規制（これまでの議論に基づく論点整理(2)）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制のこれまでの議論に基づく論点整理（カジノ事業者による契約・委託関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ カジノ事業者による契約・委託関係（第6回）（下記、第九十五条参照）

（契約の認可）

第九十五条 カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。締結した契約を更新し、又は変更しようとするときも、同様とする。

- 一 カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約
- 二 カジノ事業者が行う業務の委託に係る契約（前号に掲げるものを除く。）
- 三 カジノ事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）
- 四 カジノ事業者が行う施設の賃貸に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約

以上